



三重県公報

令和7年7月4日（金）

第 631 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
人 事 委 規 則			
	三重県人事委員会規則7-30（職員の特地勤務手当等に関する規則）の一部を改正する規則	（人 事 委 員 会）	2
告 示			
457	クリーニング業法の規定によるクリーニング師の研修及びクリーニング業務従事者に対する講習の指定	（食 品 安 全 課）	2
458	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障 がい 福 祉 課）	3
459	身体障害者福祉法施行令の規定による指定医師からの指定の辞退の届出	（ 同 ）	4
460	学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人の行うことのできる収益事業の一部を改正する告示	（ 私 学 課 ）	4
461	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	（農産物安全・流通課）	4
462	三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量を定めた旨	（水産資源管理課）	5
公 安 委 告 示			
18	特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示	（公 安 委 員 会）	5
公 告			
	土地改良区役員の就任の届出	（農 地 調 整 課）	6
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	（ 同 ）	6
	土地区画整理組合の定款の変更認可	（都 市 政 策 課）	6
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	（水産資源管理課）	6
	同伴	（ 警 察 本 部 ）	9

人 事 委 規 則

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一二〇（職員の特地勤務手当等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年七月四日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

三重県人事委員会規則七一二〇（職員の特地勤務手当等に関する規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則七一二〇（職員の特地勤務手当等に関する規則）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																						
別表第二（第二条関係） 準 特 地 公 署	別表第二（第二条関係） 準 特 地 公 署																																						
<table><tr><th>所在地</th><th>公署</th></tr><tr><td>津市美杉町</td><td>美杉幹部交番</td></tr><tr><td>松阪市飯高町宮前</td><td>飯高幹部交番</td></tr><tr><td>鳥羽市浦村町</td><td>鏡浦警察官駐在所</td></tr><tr><td>鳥羽市相差町</td><td>長岡警察官駐在所</td></tr><tr><td>志摩市阿児町安乗</td><td>安乗警察官駐在所</td></tr><tr><td>志摩市浜島町浜島</td><td>浜島警察官駐在所</td></tr><tr><td>度会郡大紀町大内山</td><td>大紀町大内山警察官駐在所</td></tr><tr><td>度会郡南伊勢町神津佐</td><td>南伊勢町神原警察官駐在所</td></tr></table>	所在地	公署	津市美杉町	美杉幹部交番	松阪市飯高町宮前	飯高幹部交番	鳥羽市浦村町	鏡浦警察官駐在所	鳥羽市相差町	長岡警察官駐在所	志摩市阿児町安乗	安乗警察官駐在所	志摩市浜島町浜島	浜島警察官駐在所	度会郡大紀町大内山	大紀町大内山警察官駐在所	度会郡南伊勢町神津佐	南伊勢町神原警察官駐在所	<table><tr><th>所在地</th><th>公署</th></tr><tr><td>津市美杉町</td><td>美杉幹部交番</td></tr><tr><td>松阪市飯高町宮前</td><td>飯高幹部交番</td></tr><tr><td>鳥羽市浦村町</td><td>鏡浦警察官駐在所</td></tr><tr><td>鳥羽市相差町</td><td>長岡警察官駐在所</td></tr><tr><td>志摩市阿児町安乗</td><td>安乗警察官駐在所</td></tr><tr><td>志摩市阿児町甲賀</td><td>甲賀警察官駐在所</td></tr><tr><td>志摩市浜島町浜島</td><td>浜島警察官駐在所</td></tr><tr><td>度会郡大紀町大内山</td><td>大紀町大内山警察官駐在所</td></tr><tr><td>度会郡南伊勢町神津佐</td><td>南伊勢町神原警察官駐在所</td></tr></table>	所在地	公署	津市美杉町	美杉幹部交番	松阪市飯高町宮前	飯高幹部交番	鳥羽市浦村町	鏡浦警察官駐在所	鳥羽市相差町	長岡警察官駐在所	志摩市阿児町安乗	安乗警察官駐在所	志摩市阿児町甲賀	甲賀警察官駐在所	志摩市浜島町浜島	浜島警察官駐在所	度会郡大紀町大内山	大紀町大内山警察官駐在所	度会郡南伊勢町神津佐	南伊勢町神原警察官駐在所
所在地	公署																																						
津市美杉町	美杉幹部交番																																						
松阪市飯高町宮前	飯高幹部交番																																						
鳥羽市浦村町	鏡浦警察官駐在所																																						
鳥羽市相差町	長岡警察官駐在所																																						
志摩市阿児町安乗	安乗警察官駐在所																																						
志摩市浜島町浜島	浜島警察官駐在所																																						
度会郡大紀町大内山	大紀町大内山警察官駐在所																																						
度会郡南伊勢町神津佐	南伊勢町神原警察官駐在所																																						
所在地	公署																																						
津市美杉町	美杉幹部交番																																						
松阪市飯高町宮前	飯高幹部交番																																						
鳥羽市浦村町	鏡浦警察官駐在所																																						
鳥羽市相差町	長岡警察官駐在所																																						
志摩市阿児町安乗	安乗警察官駐在所																																						
志摩市阿児町甲賀	甲賀警察官駐在所																																						
志摩市浜島町浜島	浜島警察官駐在所																																						
度会郡大紀町大内山	大紀町大内山警察官駐在所																																						
度会郡南伊勢町神津佐	南伊勢町神原警察官駐在所																																						

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 457 号

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 8 条の 2 第 1 項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第 8 条の 3 の規定による業務従事者に対する講習を次のとおり指定しました。

令和 7 年 7 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 研修等の主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋 6 丁目 8 番 2 号
- 2 令和 7 年度クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の実施日等
(1) クリーニング師の研修

開 催 日	会 場 名	所 在 地	予定人員
令和 7 年 9 月 28 日（日）	三重県四日市庁舎	四日市市新正 4-21-5	40 人
令和 7 年 10 月 26 日（日）	三重県津庁舎	津市桜橋 3-446-34	40 人

- (2) 業務従事者に対する講習（通信制）

ア 受付期間
令和 7 年 11 月 1 日（土）から同月 30 日（日）まで

イ レポート提出締切年月日

令和8年1月15日（木）

(3) 研修及び講習の科目並びにレポート課題

- ア 衛生法規及び公衆衛生
- イ 洗濯物の受取、保管及び引渡し
- ウ 洗濯物の処理
- エ 繊維及び繊維製品

3 受講料

- (1) 5,000 円 クリーニング師の研修
- (2) 4,500 円 業務従事者に対する講習

4 修了証書の交付

研修及び講習の受講を修了した者に修了証書を交付します。

5 受講についての問い合わせ先

公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター
 津市西古河町10番16号 別所ビル3階
 電話 059-225-4181

三重県告示第458号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のとおり医師を指定しました。

令和7年7月4日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の名称	所在地	医師氏名	担当する障害分野
伊勢赤十字病院	伊勢市船江1丁目471番2	井上 奈津実	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由
紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田 4750	北出 卓	音声言語機能障害 肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
榊原白鳳病院	津市榊原町 5630 番地	村田 幸雄	肢体不自由 心臓機能障害
桑名メディカルクリニック	桑名市大山田 1-7-8	堀田 康広	肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 免疫機能障害 肝臓機能障害
津生協病院	津市寿町 16-24	吉川 真史	肢体不自由 呼吸器機能障害
名張市立病院	名張市百合が丘西 1 番町 178 番地	豊田 甲子男	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害
松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望 102	原口 知則	心臓機能障害
医療法人成松会 足立耳鼻 科咽喉科	四日市市羽津山町 7-8	扇 和弘	聴覚障害 平衡機能障害 音声言語機能障害
松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望 102	塩地 夏希	肢体不自由
小山田記念温泉病院	四日市市山田町 5538-1	南 博仁	肢体不自由
もりえい病院	桑名市内堀 28 番地の 1	伊藤 達也	肢体不自由

			心臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう・直腸機能障害 肝臓機能障害
三重NKTクリニック	津市栗真中山町 202 番地	小倉 行雄	肢体不自由
医療法人誠仁会 塩川病院	鈴鹿市平田 1 丁目 3 番 7 号	田中 聡	肢体不自由 呼吸器機能障害 肝臓機能障害
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174 番地	山下 真司	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害

三重県告示第 459 号

身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり指定医師から指定の辞退がありました。

令和 7 年 7 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の名称	所 在 地	医 師 氏 名
羽津ふくお医院	四日市市羽津山町 6-5	福生 治城

三重県告示第 460 号

学校法人及び私立学校法第 64 条第 4 項の法人の行うことのできる収益事業の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 7 年 7 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

学校法人及び私立学校法第 64 条第 4 項の法人の行うことのできる収益事業の一部を改正する告示

学校法人及び私立学校法第 64 条第 4 項の法人の行うことのできる収益事業（平成 21 年三重県告示第 569 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
学校法人及び私立学校法第 152 条第 5 項の法人の 行うことのできる収益事業	学校法人及び私立学校法第 64 条第 4 項の法人の行 うことのできる収益事業

三重県告示第 461 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

令和 7 年 7 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 17 年 7 月 11 日 第 42 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社 伊藤牧場	代表取締役 伊藤 英雄	三重県津市一志町高野 1168 番地

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（玄米）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
伊藤 浩基	玄米	K242004535

7 登録の更新日

令和 7 年 6 月 25 日

三重県告示第 462 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能性を以下のとおり定めたので、同条第 4 項の規定により公表します。

令和 7 年 7 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの期間）におけるまさば及びごまさば太平洋系群並びにぶりの知事管理漁獲可能性を以下のとおり定めます。

第 1 まさば及びごまさば太平洋系群

- 都道府県別漁獲可能性（法第 15 条第 1 項第 2 号に規定する「都道府県別漁獲可能性」をいう。以下同じ。）
8,000 トン
- 三重県の知事管理漁獲可能性

知事管理区分	知事管理漁獲可能性
三重県まさば及びごまさば中型まき網漁業	7,500 トン
三重県まさば及びごまさばその他漁業	現行水準

第 2 ぶり

- 都道府県別漁獲可能性
101,000 トンの内数
- 三重県の知事管理漁獲可能性

知事管理区分	知事管理漁獲可能性
三重県ぶり漁業	101,000 トンの内数

公 安 委 告 示

三重県公安委員会告示第 18 号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 15 条の 2 第 2 項の規定による同条第 1 項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第 8 項において準用する同法第 7 条第 4 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 7 年 7 月 4 日

三重県公安委員会委員長 志 田 幸 雄

1(1) 特定抗争指定暴力団等

令和 2 年 1 月 7 日三重県公安委員会告示第 141 号 1 に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

(2) 変更事項

変更前 指定の期限 令和 7 年 7 月 6 日まで

変更後 指定の期限 令和 7 年 10 月 6 日まで

2(1) 特定抗争指定暴力団等

令和 2 年 1 月 7 日三重県公安委員会告示第 141 号 2 に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

(2) 変更事項

変更前 指定の期限 令和 7 年 7 月 6 日まで

変更後 指定の期限 令和 7 年 10 月 6 日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

令和7年7月4日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

菰野町土地改良区（三重郡菰野町大字菰野 2074 番地 1）

就任理事

三重郡菰野町大字菰野 9931 番地

佐々木 道 子

〃 〃 大字千草 6078 番地

松 岡 千 恵

〃 〃 大字川北 582 番地

河 村 愛 子

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和7年7月4日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

鈴鹿川沿岸土地改良区（鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号）

退任理事

四日市市楠町南川 452 番地

中 川 照 水

就任理事

四日市市楠町南川 511 番地

荒 木 昌 俊

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、多度町小山土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可しました。

令和7年7月4日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 組合の名称及び事務所の所在地

多度町小山土地区画整理組合

桑名市多度町小山台一丁目 36 番地 1

2 事業施行期間

平成12年6月20日から令和9年3月31日まで

3 施行地区

東工区

桑名市多度町小山字西谷通、字東谷通、字貝殻谷及び字中之谷の各一部並びに多度字祢宜谷の一部

西工区

桑名市多度町小山字西塚原、字東塚原、字西谷通、字貝殻谷、字中之谷及び字大谷の各一部

4 設立認可の年月日

平成12年6月20日

5 変更認可の年月日

令和7年7月4日

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和7年7月4日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

漁業取締船「はやたか」定期検査及び同検査に伴う修繕

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月25日（水）までとします。

(4) 委託業務履行場所

落札業者（契約者）の造船所等

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和7年7月25日（金）15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部農林水産財務課経理班 担当 宮澤

電話 059-224-2505 ファクシミリ 059-224-2521

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部水産資源管理課資源管理班 担当 田路

電話 059-224-2582 ファクシミリ 059-224-2608

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和7年8月22日（金）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和7年8月18日（月）までに本システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和7年8月18日（月）までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和7年8月22日（金）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和7年8月22日（金）15時

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県農林水産部農林水産財務課経理班

案件名 漁業取締船「はやたか」定期検査及び同検査に伴う修繕

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和7年8月22日（金）15時10分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県農林水産部農林水産財務課経理班

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Periodic inspection and repairs of the fisheries inspection vessel “Hayataka”

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Friday, August 22, 2025.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 3:00 P.M. on Friday, August 22, 2025.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Friday, August 22, 2025.

(4) Managing Authority:

Fishery Resources Management Division, Department of Agriculture Forestry and Fisheries, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2582

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 7 年 7 月 4 日

三 重 県 警 察 本 部 長 敦 澤 洋 司

1 入札に付する事項

(1) 案件名

交通安全施設に係る L T E デジタル回線契約

(2) 契約の特質等

本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 契約期間等

ア 契約期間

契約締結の日から令和 13 年 2 月 28 日（金）までとします。

（この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に基づく長期継続契約です。）

イ 回線使用期間

令和 8 年 3 月 1 日（日）から令和 13 年 2 月 28 日（金）までとします。

(4) 委託業務履行場所

L T E デジタル回線実施箇所一覧のとおり。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者であること。

オ 機器等リスト（別記様式 1）を提出し、三重県警察の承認を得ていること。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(2)の機器等リストを令和 7 年 7 月 18 日（金）12 時までに、書面にて 5(1)の場所に提出し、三重県警察の承認を受けなければなりません。また、(1)に掲げる申請書を令和 7 年 8 月 26 日（火）12 時までに、調達システムで入札する場合にあつては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあつては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあつては、入札実施後に(2)（最終版）、(3)、(4)、(5)及び(6)の書類を提出してください。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請

(2) 機器等リスト（別記様式 1）

提出された機器等リストに基づき確認を行い、サプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されない場合は、落札資格がありません。機器等リストには、今回対応可能な機器（機種数等制限なし。）について通番を優先順位とみなして内容を記載してください。サプライチェーン・リスクの恐れがないと確認した優先順位最上位のものを採用するものとします。

※ 機器等の確認に 4 週間程度を要する見込みです。

(3) 明細書

(4) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(5) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6

月以内に発行したものです。)の写し(提示可)

- (6) 2(2)エに該当する事業者であることを証明する書類の写し

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 吉田

電話 059-222-0110 (内線) 2265 ファクシミリ 059-226-9917

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から令和7年9月5日(金)まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和7年9月2日(火)17時までに本システム上で通知を行います。

- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和7年9月2日(火)17時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和7年9月5日(金)14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和7年9月5日(金)14時

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受取人 三重県警察本部警務部会計課調達係

案件名 交通安全施設に係るLTEデジタル回線契約

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和7年9月5日(金)14時10分

場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加

資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときに除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Long Term Evolution Digital Communication Line Contracts of Traffic Safety Facility

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Friday, September 5, 2025.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 2:00 P.M. on Friday, September 5, 2025.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Friday, September 5, 2025.

(4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code.514-8514

TEL: 059-222-0110 (EXT. 2265)

FAX: 059-226-9917

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
